

I. 不正薬物の密輸動向

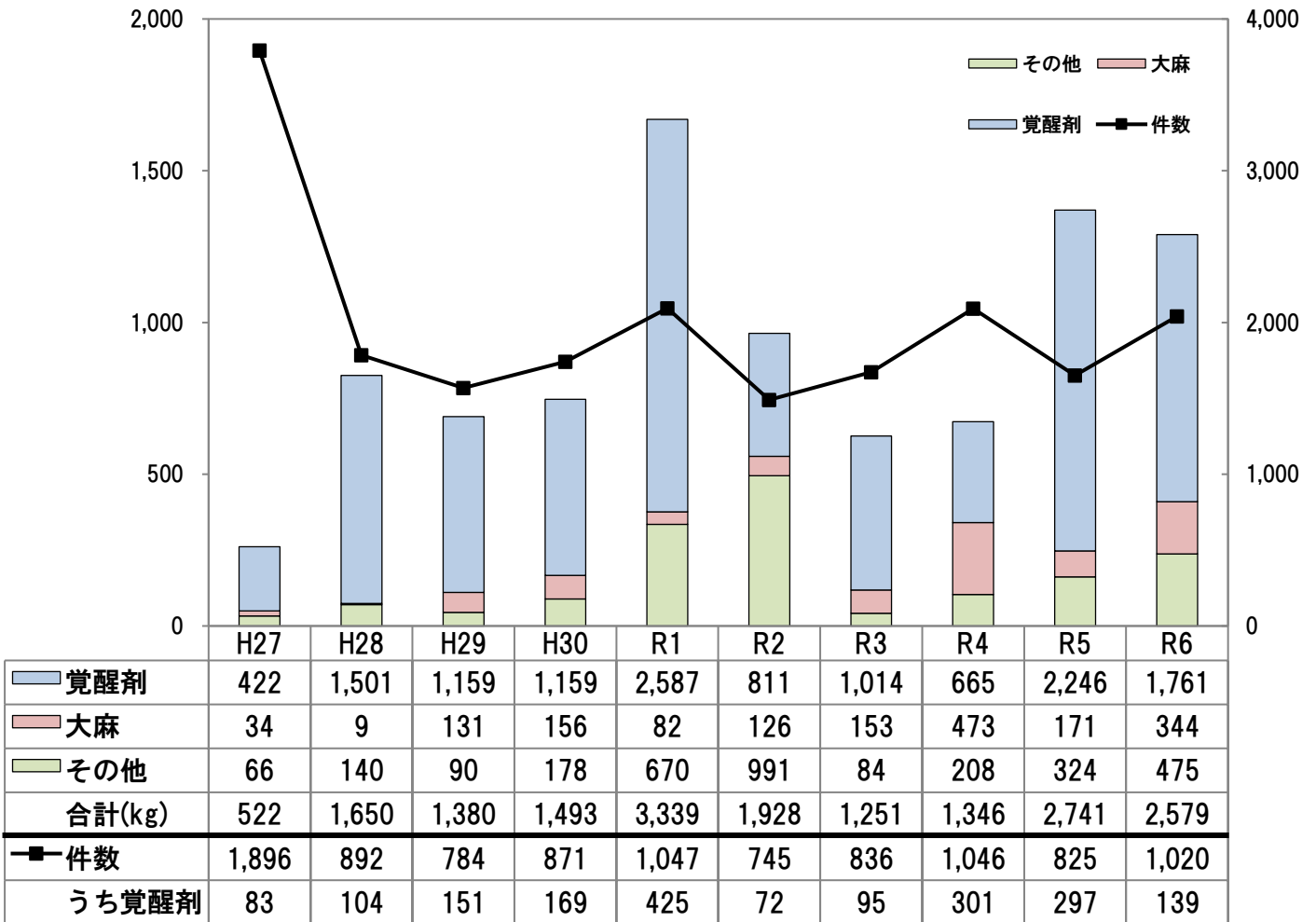
1. 不正薬物の摘発状況

令和6年の1年間における不正薬物*¹密輸事件の摘発件数は1,020件（前年比24%増）と増加し、押収量*^{2,3}は約2,579kg（同6%減）と減少しました。不正薬物全体の押収量は初めて2年連続で2トンを超え、過去3番目を記録し、極めて深刻な状況となっています。

- *1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。
- *2 錠剤型薬物を除く。
- *3 重量等未確定の場合には含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。

不正薬物の摘発件数と押収量の推移

（摘発件数：件） （押収量：kg）



（注）・令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。

・令和6年の数値は速報値である。・大麻には、令和6年12月12日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬である大麻及びTHC類製品を含む。THC類製品とは、大麻の有害成分であるTHC類（テトラヒドロカンナビノール類）を含有する液体や菓子類をいう。・その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

(1) 覚醒剤

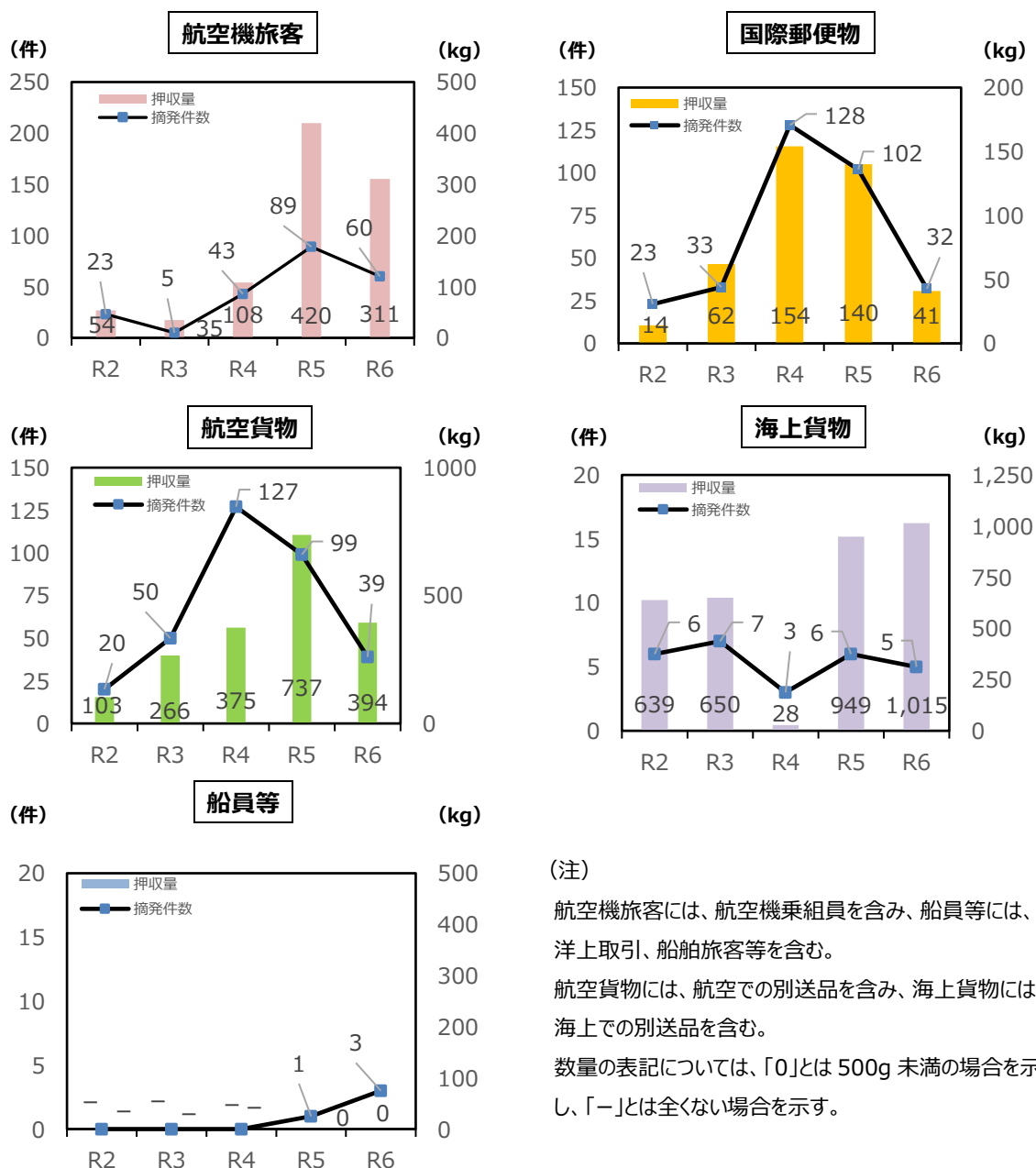
<覚醒剤の摘発状況>

令和6年の1年間における覚醒剤密輸事件の摘発件数は、139件（前年比53%減）、押収量は約1,761kg（同22%減）と共に減少しましたが、押収量は過去3番目を記録しました。

押収した覚醒剤（約1,761kg）は、薬物乱用者の通常使用量で約5,870万回分、末端価格にして約1,162億円に相当します。

密輸形態別の押収量では、海上貨物からの押収量が約1,015kg（同7%増）と、前年より増加しましたが、航空貨物が約394kg（同47%減）、国際郵便物が約41kg（同70%減）と、大幅に減少しました。また、航空機旅客からの押収量は約311kg（同26%減）と減少しましたが、引き続き高水準で推移しています。

密輸形態別の摘発件数と押収量の推移



(注)

航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。

航空貨物には、航空での別送品を含み、海上貨物には、海上での別送品を含む。

数量の表記については、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全くない場合を示す。

<覚醒剤の主な摘発事例>

【事例 1】

メキシコから到着した海上貨物（コンテナ）に隠匿された**覚醒剤約 531 kg**を摘発しました。
（令和 6 年 4 月・横浜税関）



【事例 2】

メキシコから到着した航空貨物（ブルーベリーのプラスチック容器）に隠匿された**覚醒剤約 59 kg**を摘発しました。（令和 6 年 10 月・横浜税関等）



【事例 3】

カナダから成田国際空港に到着した旅客の携帯品（スーツケース）に隠匿された**覚醒剤約 19 kg**を摘発しました。（令和 6 年 6 月・東京税関）



【事例 4】

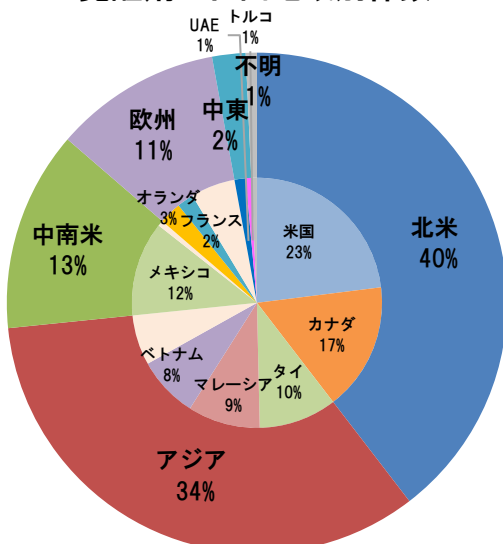
タイから到着した国際郵便物（石鹸）に隠匿された**覚醒剤約 4 kg**を摘発しました。（令和 6 年 4 月・門司税関）



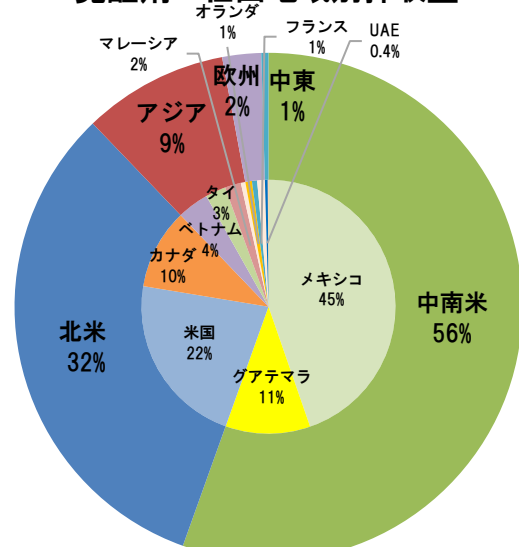
密輸仕出地別の摘発実績については、件数の割合では北米が 40%（55 件）と最多となりました。

また、押収量の割合では、中南米が 56%（約 977 kg）と最大となりました。

覚醒剤・仕出地域別件数



覚醒剤・仕出地域別押収量



(2) 大麻

<大麻の摘発状況>

令和6年の1年間における大麻（大麻草・大麻樹脂等）密輸事件の摘発件数は390件（前年比約2.9倍）、押収量は約344kg（同約2倍）と共に増加し、摘発件数は過去最高を記録しました。

大麻草の押収量は約211kg（同約2.4倍）、大麻樹脂等（大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品を含む。）の押収量は約133kg（同59%増）と共に増加しました。

※ 大麻草には、令和6年12月12日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬である大麻を含み、大麻樹脂等には、同法における、麻薬であるTHC類製品も含まれる。THC類製品とは、大麻の有害成分であるTHC類（テトラヒドロカンナビノール類）を含有する液体・菓子類をいう。

大麻の仕出地別の摘発件数では、タイが47%、次いで米国が26%、ベトナムが10%となり、アジア及び北米で約9割を占めました。

<大麻の主な摘発事例>

【事例5】

タイから成田国際空港に到着した旅客の携帯品（スーツケース）に隠匿された**大麻草約16kg**を摘発しました。（令和6年9月・東京税関）



【事例6】

タイから到着した国際郵便物（アルミ袋）に隠匿された**大麻草約3kg**を摘発しました。（令和6年5月・横浜税関等）



【事例7】

アメリカから到着した国際郵便物（キャンディー）に隠匿された**大麻粘質物約825g**を摘発しました。（令和6年5月・大阪税関）



【事例8】

アメリカから神戸港に到着した船員の携帯品（スーツケース）等に隠匿された**大麻リキッド約2.9g**を摘発しました。（令和6年11月・神戸税関）



(3) 麻薬

<麻薬の摘発状況>

令和6年の1年間における麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）密輸事件の摘発件数は322件（前年比34%増）、押収量は約464kg（同49%増）、錠剤型は約6万7千錠（同37%増）と共に増加し、摘発件数は過去最高を記録しました。

コカインの摘発件数は54件（同24%減）と減少し、押収量は約260kg（同約2.1倍）と増加しました。

MDMA等の摘発件数は90件（同48%増）、押収量は約139kg（同19%増）、錠剤型は約6万7千錠（同37%増）と共に増加しました。

<麻薬の主な摘発事例>

【事例9】

千葉県沖において洋上取引された**コカイン約178kg**を千葉県館山市の漁港において摘発しました。
（令和6年5月・横浜税関等）



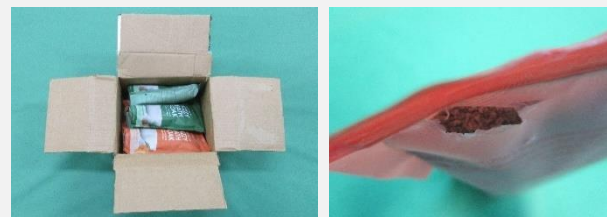
【事例10】

オランダから到着した国際郵便物（浄水器）に隠匿された**ケタミン約3kg**を摘発しました。
（令和6年9月・名古屋税関）



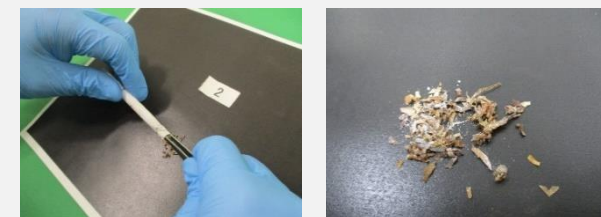
【事例11】

カナダから到着した航空貨物（入浴剤）に隠匿された**MDMA約2kg**を摘発しました。
（令和6年6月・名古屋税関等）



【事例12】

台湾から那覇空港に到着した旅客の携帯品（紙製箱）に隠匿された**ヘロイン約4.2g**を摘発しました。
（令和6年3月・沖縄地区税関）



(4) 指定薬物

<指定薬物の摘発状況>

令和6年の1年間における指定薬物密輸事件の摘発件数は163件（前年比14%増）と増加し、押収量は約10kg（同22%減）と減少しました。

<指定薬物の主な摘発事例>

【事例13】

フランスから到着した国際郵便物に隠匿された**指定薬物（亜硝酸イソペンチル）約129g**を摘発しました。
（令和6年7月・函館税関等）



2. 不正薬物の乱用がもたらす影響

覚醒剤や麻薬などは、それを乱用する人間の精神や身体をボロボロにし、人間が人間として生活を営むことができなくなるだけでなく、場合によっては死亡することもあります。

また、不正薬物の乱用による幻覚・妄想が、殺人、放火等の凶悪な犯罪や交通事故を引き起こすことがあるなど、乱用者本人のみならず、周囲の人、さらには社会全体に対しても、取り返しのつかない被害を及ぼしかねないものです。

(1) 精神と身体への影響

覚醒剤をはじめとする不正薬物の乱用は、精神と身体の両面を深く致命的に破壊します。体の主要な器官に次のような深刻な悪影響を及ぼし最悪の場合死に至らしめます。

- 脳…脳の委縮、脳出血〔記憶力低下・ぼけ症状〕
- 眼…視神経の異常、眼底出血〔視力低下・失明〕
- 気管支…粘膜異常〔気管支炎〕
- 肺…粘膜異常〔肺がん〕
- 胃…胃粘膜の異常及び出血〔胃痛・吐き気・嘔吐〕
- 骨髄…赤血球の形成異常〔貧血〕

また、薬物の乱用により、脳の正常な発達を止めてしまい、精神のバランスを悪くさせます。また一時的に頭が冴える、神経が興奮するというような感覚を得たように感じられることがありますが、その後、脱力感や疲労感に襲われ、ついには幻覚、妄想といった症状が引き起こされます。

(2) 周囲の人たちへの影響

薬物乱用がもたらす影響は個人にとどまらず、周囲の人や社会全体に害をもたらします。代表的なひとつが暴力です。長い間、薬物を乱用していると、知覚障害・食欲減退・情緒障害、幻覚や被害妄想が強くなり、家族に乱暴する、常に凶器をもち歩くなどの異常行動がめだつようになります。家族や周囲の人たちはそれらにふりまわされ、恐怖と苦痛の毎日を強いられることとなります。

また、不正薬物の密売価格は高額であり、ばく大な借金に追い回されたあげく、家庭崩壊、生活破綻にまでいきついたり、未成年の子どもが家の金品を持ち出したりするなど、薬物乱用は経済的にも深刻な事態を招きます。

さらに、薬物乱用はさまざまな犯罪にもむすびついています。幻覚や妄想、フラッシュバック現象*によってひきおこされる殺人、放火、監禁、傷害などの凶悪な事件や、薬代欲しさの窃盗などがあとをたちません。

このほか、乱用薬物が国際麻薬犯罪組織や日本の暴力団の資金源になるといった社会問題など、薬物乱用による影響は広い範囲にわたり、さまざまな角度から市民生活をおびやかしています。

*薬物の乱用などでひとたび幻覚・被害妄想などの精神病の症状が生じると、治療によって表面上は回復しているかにみえても、精神異常が再び起こりやすい下地が残ってしまい、乱用をやめ、普通の生活に戻ったようでも、何かの刺激によって再び幻覚・妄想などの精神異常が再燃することがあります。これをフラッシュバック（自然再燃）現象といい、お酒を飲んだり心的なストレスなど、ほんの小さなきっかけでおこってしまうのです。

参照、引用先 税関HP

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/smuggler/abuse.htm>